

市からの連絡帳

午・保谷保健福祉総合センター
 10月25日(土) 午前10時～正午・田無総合福祉センター
 必要なもの
 保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚 印鑑 80円切手 1枚(会員証郵送用)
 ④説明会の前日午後5時までにファミリー・サポート・センター事務局へ(☎438-4121)
 子ども家庭支援センターのどか(☎425-3303)

高齢者支援

家族介護慰労金の申請

介護保険において、要介護4または5と認定され、過去1年間に介護保険サービスを受けていない在宅の高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減し、在宅生活の継続と向上のために、家族介護慰労金を支給します。
 ④下表の要件をすべて満たしている65歳以上の高齢者を介護し、過去1年以上、市民税非課税世帯の介護者支給額 年額10万円
 受付期間 10月6日(月)～31日(金)
 必要な物 介護保険被保険者証 印鑑 金融機関口座のわかるもの(郵便局を除く)
 高齢者支援課 保(☎438-4028)

申請日の属する月の前月末日を基準にして	
過去1年以上	要介護4または5と認定されている高齢者 市民税非課税世帯に属する高齢者
	介護保険サービスを利用していない高齢者(年間7日間までのショートステイ利用は除く)
過去1年間	介護保険施設以外の病院などに90日以上長期入院をしていない高齢者

福祉

生活安定の応援をする窓口を開設

都の委託を受け、一定の所得以下の方を対象に、生活安定や正規雇用に向けた支援事業を開始します。
 ④10月1日(水)から
 ④生活安定応援事業相談窓口(保谷庁舎1階)
 ④次のすべての要件を満たす方
 世帯の生計中心者 単身世帯は課税所得が年額50万円以下、扶養者がある世帯は生計中心者の課税所得が年額60万円以下 預貯金等資産の保有額が600万円以下 土地・建物を所有していない 都内に引続き1年以上在住 生活保護を受けていない
 事業により、そのほかにも個別の条件があります。
 ④ 就職チャレンジ支援...正社員への就職にチャレンジする意欲を持つ方をサポートします。訓練受講中は受講奨励金を支給します。
 都指定の職業訓練・講座の紹介
 生活サポート特別貸付...訓練受講中の生活資金(上限60万円)、ただし受講奨励金の支給期間中は除く。および訓練後就職が内定した場合は、就職等一時金(上限50万円)を無利子で貸し付けします。
 チャレンジ支援貸付...学習塾などの受講費用(中学3年生は15万円ま

で、高校3年生は20万円まで)および大学受験等の受験料(高校3年生で1校3万5,000円の3校まで)を無利子で貸し付けします。
 ④社会福祉協議会生活安定応援事業相談窓口(☎422-2010)へ。
 ④東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課(☎03-5320-4072)
 生活福祉課 保(☎438-4025)

障害のある方対象のNHK放送受信料の免除基準が変更

～新しい免除基準(10月1日から)～
 ◆全額免除
 ※身体障害者・知的障害者・精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合に、全額免除となります。
 ◆半額免除
 ※視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、半額免除となります。
 ※重度の障害者(身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者手帳1級)が世帯主の場合に、半額免除となります。
 ※重度の戦傷病者が世帯主の場合に半額免除となります。
 ④10月1日から申請を受け付けます。障害福祉課に申請書を提出し、免除事由の証明を受けてください。(申請書はNHK、障害福祉課の窓口にあります。)
 証明を受けた申請書をNHKに提出(郵送)してください。
 NHKで免除事由を確認のうえ、「受理通知書」を送付します。
 すでに現在免除を受けている方は、今回新たな申請は不要です。
 障害福祉課 保(☎438-4035)

環境

集団回収奨励金申請受付

市では、資源化の意識を高め、地域のコミュニケーションを深めていくため、

団体による古紙・古布の集団回収奨励金を交付しています。
 平成20年度上半期の申請受け付けを次のとおり行います。申請がない場合は交付されませんので、ご注意ください。
 役員交代の団体は、新しい役員の方に申し送りをしてください。
 ④次の で直接お申し込みを。
 ごみ減量推進課(泉町3-12-35 エコプラザ西東京)
 10月6日(月)～15日(水) 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日は除く)
 田無庁舎2階市民相談となり臨時受付窓口
 10月8日(水)～10日(金) 午前9時30分～午後4時30分
 ごみ減量推進課(☎438-4043)

浄化槽をお使いの皆さんへ～10月1日は「浄化槽の日」～

浄化槽は、生活環境の保全・公衆衛生の向上に必要な施設です。
 しかし、適正な維持管理を行わなければ十分に機能を発揮できません。そこで浄化槽法では、浄化槽を使用する方が行うべき3つの義務を定めていますので、確実に実施してください。
 保守点検(都に登録した専門業者が定期的実施する点検作業)
 清掃(市町村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃業務)
 市許可業者(有)下田商会(☎461-0460)
 法定検査(知事が指定した機関が実施する)との状況などを客観的に判断する検査)
 また、下水道接続時により浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に東京都多摩環境事務所へ届け出をしてください。
 ④東京都多摩環境事務所廃棄物対策課浄化槽係(☎042-528-2692)
 ごみ減量推進課(☎438-4043)

携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を

携帯電話・PHS端末には、「金・銀・銅・パラジウム・リチウム・チタン」などの資源が使われています。また、「コバルト」などが含まれている小型二次電池も使用しており、産業用の貴重な資源として再利用することができます。
 不用になった端末本体・電池パック・充電器は、お近くの携帯電話・PHS会社のお店などに持参ください。メーカー・機種を問わず無料で回収しています。
 持参の際は、端末本体内に保存、蓄積された個人情報などを自ら消去するか、お店に依頼すればその場で消去ができます。
 回収された端末本体は、再資源化事業者が適正にリサイクル処理を行っています。
 ごみ減量推進課(☎438-4043)



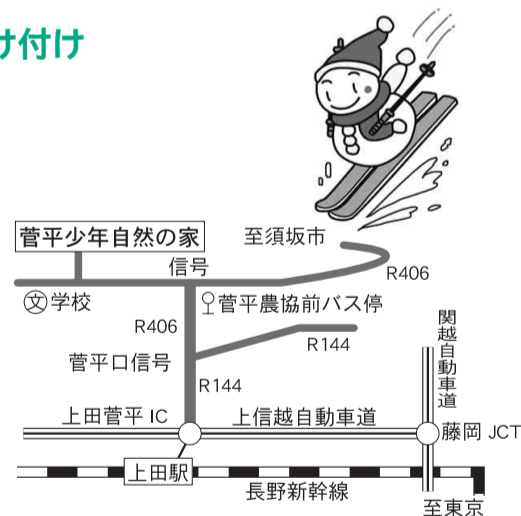
文化

こもれびホール臨時休館日

10月6日(月)は、館内保守点検のため臨時休館します。
 ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
 ④保谷こもれびホール(☎421-1919)
 生活文化課 保(☎438-4040)

菅平少年自然の家年末年始期間の宿泊予約受け付け

～往復はがきで申し込み・抽選～
 ④12月29日(月)～1月3日(木)宿泊分(6日間)
 ④市内在住の方(60%以上が市内在住の方のグループなどを含む)
 ④往復はがきに 申込代表者の住所・氏名・連絡先電話番号 申込人数(市内・市外の人別) 利用希望日および宿泊日数(3泊4日以内、第3希望まで可)を明記し、10月15日(水)(消印有効)までに、〒386-2204 上田市菅平高原1223-4516 西東京市菅平少年自然の家へ(重複の申し込みは1通とします)
 抽選 申込はがきを抽選し受付。希望日が満室のときは、キャンセル待ちとなります。結果は返信はがきで通知します。仮予約できた方は、指定期日までに電話での使用申請手続きが必要になります。
 使用客室数 利用人数1～7人は1室(7～15畳)、8～14人は2室の使用となります。
 交通 長野新幹線利用: 上野駅(大宮駅)～上田駅(バスで約1時間)～菅平農協前下車(徒歩30分)～菅平少年自然の家 自動車利用: 関越自動車道・所沢IC～上信越自動車道・上田菅平IC～(R144～R406)～菅平少年自然の家 所要時間はいずれも約3時間
 自動車利用の方は雪道用タイヤチェーンが必要です。
 周辺ガイド 車で約30分のところに温泉プール付きのさなだ温泉など、気軽に入れる温泉が数多くあります。
 利用料金は別表をご覧ください。
 菅平少年自然の家(☎0268-74-2277)



利用料金(1人・1泊2食付)

区分	冬期(11～4月)	
	市民	その他
未就学児(4～6歳)	(幼児食) 1,150円	(幼児食) 1,300円
小・中学生	(一般食) 1,900円	(一般食) 2,150円
少年団体の引率者	2,850円	3,800円
高校生	2,850円	3,800円
青年(16～22歳)	3,300円	4,600円
一般	3,800円	5,300円